

岩手県告示第619号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示  
県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第10条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者</u></p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第10条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 第3条第2項第5号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成24年2月1日から施行する。